

第2回 赤川水系河川整備学識者懇談会

【河川整備計画策定手続きの変更について】

平成23年2月16日

東北地方整備局

河川整備計画策定手続き変更の背景

- 赤川水系河川整備計画は、**河川法第16条の2**に基づき、『河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画』を定めるもの。
 - 赤川水系河川整備計画策定までの流れについては、第1回懇談会（H22.3.18開催）において提示。
 - また、国土交通省が直轄事業として実施する河川事業は、**政策評価法**に基づき、国土交通省所管公共事業の再評価の対象であり、「**国土交通省所管公共事業の再評価実施要領**」に『河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする』と定められている。
 - 第1回懇談会以降、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新たな取り組みとして、政策目標評価型事業評価が導入された。（「**国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)**」）
- 政策目標評価型事業評価の導入を受け、赤川水系河川整備計画の策定手続き及びスケジュールを変更。

「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証可能となるよう評価の手法を改善、計画段階における事業評価を導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

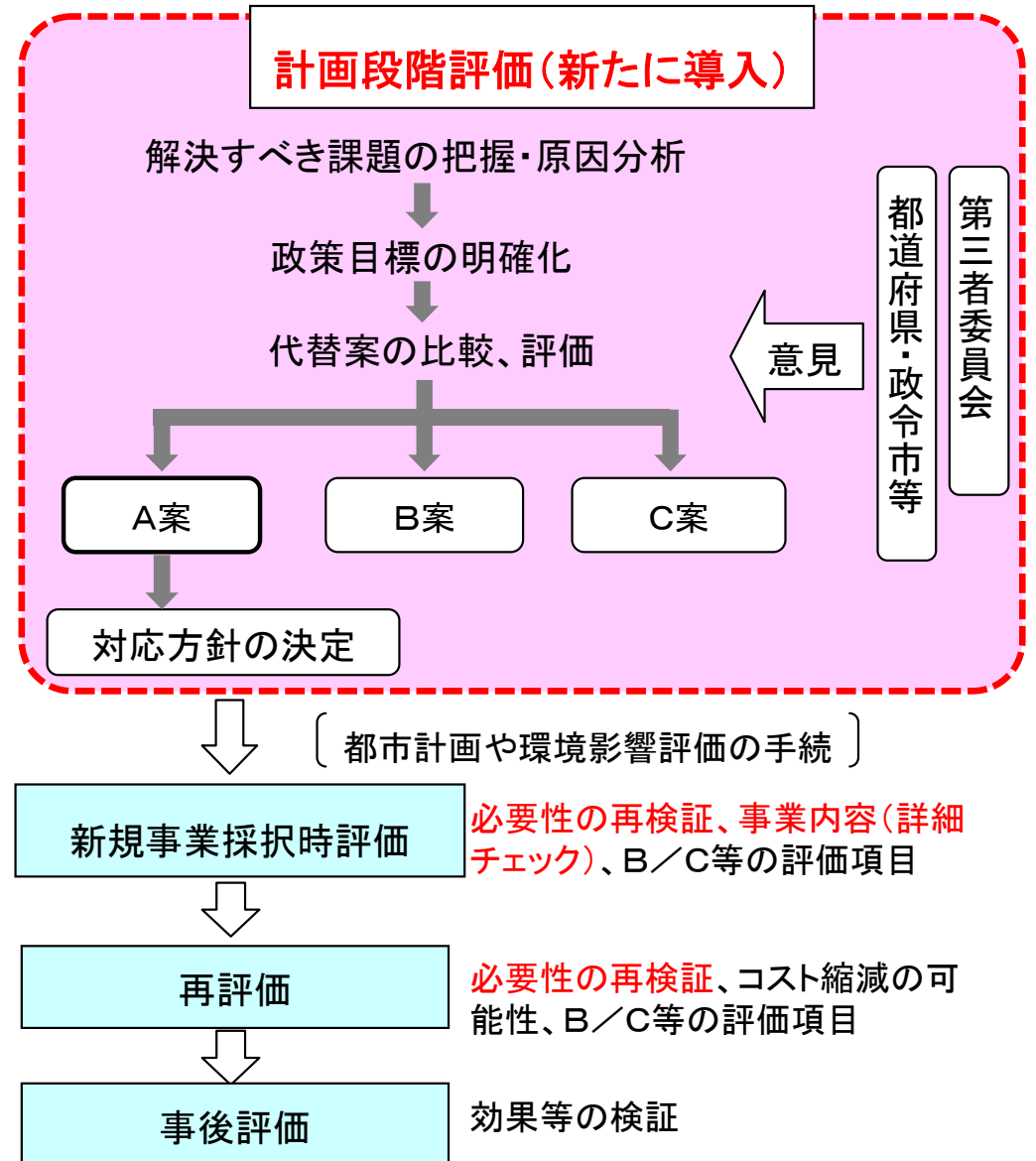
①事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

2. 計画段階評価の基本的枠組み

○評価の対象とする事業の範囲

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○評価の実施時期

右表に掲げる時期を原則とする

○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
道路局	新設・改築事業	
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	

公共事業評価実施要領改定(H22.4.1)の概要

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

事業評価における透明性の確保に向けた新たな取り組み

1. 政策目標型事業評価の導入(H22.8.9～)

○事業の前提となる政策目標を明確化した上で、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証可能となるよう評価の手法を改善すること及び計画段階における事業評価を導入

2. 感度分析の実施(H22.12.6～)

○新規事業採択時評価及び再評価が対象

○残事業と全体事業の各々について、残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させて費用便益比を算定し、感度分析を実施

3. 事業費内訳書の作成(H22.12.17～)

○河川局所管事業の事業評価が対象

○残事業費及び全体事業費について、内訳書を作成

河川整備計画の内容

河川整備計画（河川法 第16条の2 抜粋）

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

河川整備計画に定める事項

現状と課題

河川整備計画の策定に当たっては、当該河川並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにする。

河川整備計画の目標に関する事項

- ・計画対象区間
- ・計画対象期間

計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおそ20～30年間程度を一つの目安

河川整備計画の目標に関する事項

対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川の整備の実施に関する事項

河川の整備の実施に関する事項

地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について具体的に定める

今後に向けて

河川整備計画の素案検討前に複数案の比較・評価を行い、対応方針を決定【計画段階評価】

河川整備計画の目標の明確化

現状の課題を踏まえ、対象期間における達成すべき整備水準（目標）を決める。

例えば、

- ・治水：〇〇m³/s対応の河道をつくる。
〔 〇〇m³/sとは、例えば既往最大流量や〇〇年洪水流量 等 〕
- ・利水：流水の正常な機能を確保する。
〔 〇〇年渇水被害の軽減や〇〇m³/sの確保 等 〕
- ・環境：現在の河川環境（自然・水質・親水）を保全する。
〔 河道掘削による動植物への影響を最小化する 等 〕

意見

赤川水系河川整備学識者懇談会

意見

山形県

意見

流域住民

意見公聴会
リーフレット
自治体広報誌
ホームページ
等

目標達成のための複数の対応方針を検討

例えば、

- ・治水：堤防整備や河道掘削及び施設の改築等の対策案を立案し比較・評価を行う。

目標達成のための対応方針を決定する

河川整備計画（素案）

赤川の現状と課題

- ・ 治水の現状と課題
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題
- ・ 河川環境の現状と課題

河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 基本理念
- ・ 対象区間
- ・ 対象期間
- ・ 洪水等による災害発生の防止または軽減に関する目標
- ・ 河川の適正な利用及び正常な機能の維持に関する目標
- ・ 河川環境の整備と保全に関する目標

河川の整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

今後に向けて

対応方針を受け、河川整備計画の素案について具体的な記載内容を決める

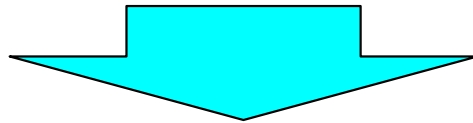
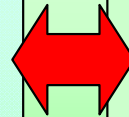
- ・ 計画段階評価における目標達成のための対応方針に基づき、具体的な事業位置、事業量、規模及び整備順序を定める。
- ・ 事業実施時の配慮事項や河川の維持管理の目的、種類等について定める。
- ・ 洪水対応や濁水対応、水質事故対応等の治水、利水及び環境に関するソフト対策等についても記載する。

意見

赤川水系河川整備学識者懇談会

意見

流域住民意見の募集
意見公聴会
リーフレット
自治体広報誌
ホームページ等

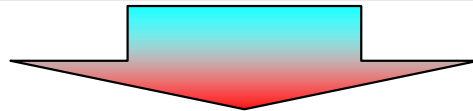


河川整備計画（原案）

事業評価の実施

意見

山形県



河川整備計画 策定

関係機関協議

関係省庁・山形県



定期的なフォローアップ・事業再評価

意見

赤川水系河川整備学識者懇談会

赤川水系河川整備学識者懇談会スケジュール(案) [H23.2.16現在]

【前回提示したスケジュール(案)】

第1回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成22年3月18日)

- ・懇談会の設立(懇談会規約、傍聴規定、座長選出、設立趣意)
- ・赤川水系河川整備計画策定までの流れ
- ・赤川水系河川整備基本方針の内容

第2回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成22年6月)

- ・赤川の現状と課題
- ・治水の目標流量に関する基本的な考え方
- ・利水及び環境の整備と保全に関する基本的な考え

第3回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成22年9月)

- ・治水の目標流量に関する具体的方策
- ・利水及び環境の整備と保全に関する目標と具体的方策
- ・河川の維持管理に関する具体的方策
- ・治水、利水、環境の整備と保全に関する総括討議

第4回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成22年12月)

- ・赤川水系河川整備計画(素案)の提示
- ・素案に関する住民意見の募集(案)

赤川水系河川整備計画(素案)に関する住民意見募集 (平成23年1月～平成23年2月)

- ・意見募集の周知(市町村広報誌、新聞広告等)
- ・住民からの意見募集(はがき、インターネット等)
- ・「赤川整備に関する意見を聴く会」を開催(関係市町)

赤川水系河川整備計画(原案)の作成(平成23年3月)

第5回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成23年3月)

- ・意見募集の結果説明
- ・赤川水系河川整備計画(案)の提示(意見の反映内容説明)

他省庁・県等関係機関協議(平成23年4月～5月)

赤川水系河川整備計画の策定(平成23年6月)

【スケジュール(案)】

第1回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成22年3月18日)

- ・懇談会の設立(懇談会規約、傍聴規定、座長選出、設立趣意)
- ・赤川水系河川整備計画策定までの流れ
- ・赤川水系河川整備基本方針の内容

第2回 赤川水系河川整備学識者懇談会 (平成23年2月16日)

- ・河川整備計画策定手続きの変更について
- ・治水、利水、環境の政策目標の考え方について
- ・計画段階評価検討時のポイントについて

第3回 赤川水系河川整備学識者懇談会

- ・治水、利水、環境の政策目標の明確化(案)
- ・政策評価における代替案比較による対応方針(案)
- ・住民意見募集手続き(案)

赤川水系河川整備計画に関する住民意見募集

- 意見募集の周知(市町村広報誌、新聞広告等)
- 住民からの意見募集(はがき、インターネット等)
- 「赤川整備に関する意見を聴く会」を開催(関係市町)

第4回 赤川水系河川整備学識者懇談会

- ・赤川水系河川整備計画(素案)の提示
- ・素案に関する住民意見の募集(案)

赤川水系河川整備計画(素案)に関する住民意見募集

- ・意見募集の周知(市町村広報誌、新聞広告等)
- ・住民からの意見募集(はがき、インターネット等)
- ・「赤川整備に関する意見を聴く会」を開催(関係市町)

赤川水系河川整備計画(原案)の作成

第5回 赤川水系河川整備学識者懇談会

- ・意見募集の結果説明
- ・赤川水系河川整備計画(案)の提示(意見の反映内容説明)
- ・事業評価(費用対効果分析)の実施

他省庁・県等関係機関協議

赤川水系河川整備計画の策定